|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 元請確認欄 |  |  |

**危険性又は有害性の特定標準モデル**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 作 業 名 | 振動作業（杭頭処理作業他） | 使用設備・機械 | ・エアーコンプレッサー |
| 施工会社名 |  | 使用工具・機器 | ・ハンドブレーカー・ハンドカッター |
| 工　法　等 |  | 安全設備・保護具 | ・防護メガネ・防じんマスク・防振手袋・耳栓又は耳覆い |
| 工　事　名 |  | 使用資材 | ・ブレーカー・カッター刃 |
| 作業期間 | 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 | 作業に必要な資格と  配置予定者 | ・研削といしの取替え又は取替え時の試運転： |
| 担当職長名 |  |
| 作成年月日 | 令和　　年　　月　　日作成 | 施工会社・関係者  周知記録（サイン） | 令和　　年　　月　　日 |
| 改訂年月日 | 令和　　年　　月　　日改訂 |
| 作成責任者 |  | 打合せ事項  確認事項等 | ・作業計画書（図面）　・作業手順書 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 予想される災害 | 危険性又は有害性の特定 | 危険の見積り | | | | リスク低減措置 | 危険性又は  有害性に  接する人 | 安全対策の評価 | | | | 備　　　考 |
| 可能性 | 重篤度 | リスク | 優先度 | 実効性 | 効　果 | 評　価 | 危険度 |
| 振動障害 | ・振動作業による白ろう病になる  ・作業手順の確認  ・決定事項の周知    予想される危険　→　対策 |  |  |  |  | ・振動作業の連続作業時間の管理を徹底する（振動作業の種類で） | 職　長 |  |  |  |  | ・作業開始前に振動工具類を点検する  ・金属又は岩石のはつり、かしめ、切断、鋲打ち、  　及び削孔の作業は、一日の振動作業を2時間以内とし、作業の種類によっては連続操作時間と休止時間を決める    ・振動工具は、振動の少ないものを選ぶ  ・手腕にかかる力をへらすような振動工具の支え方を工夫する  ・不自然な姿勢で操作をしない（長時間腰をかがめる等）  ・防振作業には防振手袋、防振ハンドルカバー、耳せん等の保護具を使う  ・振動工具を使用する作業者は、振動障害健康診断を受ける  ・作業開始前、終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主とした体操をする |
| ・作業者は、振動障害健康診断を受ける | 事業者 |
| ・振動工具は振動の少ない機械を選ぶ | 職　長 |
| ・軟質の厚い防振手袋を使用する | 作業員 |
| ・ハンドル等以外の部分は持たない | 作業員 |
| ・はつりの際タガネを手で持たない | 作業員 |
| ・定められた空気圧の範囲内で工具を使用する | 作業員 |
| ・必要に応じ圧縮空気のドレンを排出する | 作業員 |
| ・工具の取扱い・整備の方法・作業方法について適正な作業標準を具体的に定める | 職　長 |
| ・作業開始前、作業終了後及び作業中随時手、腕、肩、腹等を主体とした体操を行なう | 作業員 |
| ・自然な姿勢で、手・腕・腰に負担のかからない姿勢で作業を行う | 作業員 |
| 騒音障害 | ・ブレーカー作業により難聴になる |  |  |  |  | ・圧縮空気を動力源とする工具については、マフラーが装着されているものを使用する | 職　長 |  |  |  |  |
| ・耳栓又は耳覆いを使用する | 作業員 |
| 作業に必要な情報・実施状況 | １、安衛法・安衛則・有機器則・通達等  　・基発第608号「チェーンソー以外の振動工具取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」　　　　昭和50年10月20日付  　・基発第203号「振動障害総合対策指針の推進について」　　　　　平成５年３月31日付  ２、振動病対策  　(1)振動業務とこれ以外の業務を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設ける  　(2)１日における振動業務の作業時間（休止時間を除く）は、２時間以内とする  　(3)振動作業の一連続作業時間は、おおむね10分以内とし、一連続作業の後５分以上の休止時間を設ける  　(4)作業の性質上、ハンドル等を強く握る場合又は工具を強く押さえる場合には一連続作業を短縮し、且つ、休止時間の延長を図る | | | | | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 危険有害要因の評価基準 | 危険度 |
| ６ | 抜本的な対応が必要 | ５ |
| ５ | 即座に対策が必要 | ４ |
| ４ | 何らかの対策が必要 | ３ |
| ３ | 現時点で対策の必要なし | ２ |
| ２ | 極めて小さい（受け入れ可能） | １ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 安全対策の評価 | 効　果  実現性 | | 大 | 中 | 小 |
|
| ３ | ２ | １ |
| 困　難 | ３ | ６ | ５ | ４ |
| 努力すれば可能 | ２ | ５ | ４ | ３ |
| 可　能 | １ | ４ | ３ | ２ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 危険有害要因の評価基準 | 危険度 |
| ６ | 極めて大きい（受け入れ不可能） | ５ |
| ５ | かなり大きい（受け入れ不可能） | ４ |
| ４ | 中程度（受け入れ可能） | ３ |
| ３ | 小さい(許容範囲内) | ２ |
| ２ | 極めて小さい（受け入れ可能） | １ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 危険の見積り | 重大性  可能性 | | 極めて重大  (死亡・障害) | 重　大  大けが  (休業４日以上) | 軽微  打撲・切傷  (休業３日以下) |
|
| ３ | ２ | １ |
| 発生の確率は高い  （半年に１回程度） | ３ | ６ | ５ | ４ |
| 時々発生する  （２～３年に１回程度） | ２ | ５ | ４ | ３ |
| 発生の確率は低い  （５年以上に１回程度） | １ | ４ | ３ | ２ |